

国民年金の任意加入制度

やむを得ない事情で過去に国民年金の保険料を納められなかった期間がある場合や、加入していない期間があるなど、満額の老齢基礎年金を受け取ることができない方が現在厚生年金や共済年金に加入していない場合、申し出により任意で国民年金に加入することができず。
任意加入の条件 次の条件を全て満たす方

○日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方

○老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方

○20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480カ月未満の方

※保険料(平成28年度月額1万6260円)の支払いは口座振替になります

問合せ 市民課 ☎72・31222

市民協働

パブリックコメントの結果

【公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の使用料について】
意見の募集期間 5月12日(木)～

6月12日(日)

意見の提出状況 提出者0人

問合せ 下水道課 ☎72・31755

【保育料の改定、保育料の減免及び幼稚園就園奨励費の終了について】
意見の募集期間 6月1日(木)～

30日(木)

意見の提出状況 提出者1人、意見などの件数1件

意見の検討結果 採用0件、不採用0件、記載済0件、参考0件、その他1件

問合せ こども家庭課 ☎72・31997

防災

露店等の開設届出書

不特定多数の方が集まるお祭りやイベントなどで火気器具などを使用する場合は「消火器の準備と、露店や屋台などを開設する場合」は「露店等の開設届出書」の届け出が必要になります。

詳細はHPをご覧ください。

☎ <http://www.ishikari-hokkaido.jp/todokede.shinsei/kakusyu.yoshiiki/yobou.html>

【火気器具とは?】

ガソリン・炭・ガス・電気を熱源とする器具です。

火気器具例 発電機・バーベ

キューコンロ・七輪・ガスコンロ・ホットプレート・たこ焼き器など

問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・71655

そのほか

故障や下水道管が詰まったら

公共ますに植物の根が入り排水が詰まる事例が多く発生しています。下水道管の故障や流れが悪くなったり詰まったら、まず市役所の職員が原因を調査します。下水道課へご連絡ください。なお、直接業者に下水道管の調査を依頼した場合は、原因が公共ますであつても調査費用を請求され、その費用は依頼者のご負担になりますのでご注意ください。(市では費用負担しません)。

【悪質業者にご注意!】

最近、市から依頼されたように装い宅地内の排水設備(下水道管やますなど)の清掃や点検を言葉巧みに勧誘する訪問業者が増えています。市が宅地内の排水設備を清掃・点検することはなく、業者に依頼することはありません。不審と思われたら

すぐにご連絡ください。

問合せ 下水道課 ☎72・31766

※土日祝日 ☎72・31111

8月は北方領土返還要求運動強化月間

北方四島(択捉島・国後島・色丹島・歯舞群島)の早期返還は、国民の長年にわたる悲願です。私たち一人ひとりがこの問題を理解し、世論の輪を広げましょう。

【返還要求署名へのご願い】

期間 8月1日(月)～31日(木)

場所 市役所3階総務課・各支所地域振興課

※「まるごとフェスタ2016」会場内にも設置します

【パネル展】

期間 8月16日(火)～19日(金)

場所 市役所1階ホール(花川北6・1)

問合せ 総務課 ☎72・3149

道の「苦情審査委員会制度」

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員会」制度です。皆さん自身の利害に関わる苦情であれば「苦情審査委員会」に申し立てができます。皆さんに代わって、公正で中立的な立場から道の関係機関に対し、必要な調査

などを行います。道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。個人情報保護にも十分配慮します。

申立て方法 左記の問合せ先またはHPで入手した「苦情申立書」に必要事項を記入し、提出。

郵送・ファクス・メールでも可

問合せ 北海道総合政策部知事室道政相談センター

〒060-8588 札幌市中央区北3西6

☎011・204・5523

☎011・241・8181

✉ kuiyoukoueki@pref.hokkaido.jp

☎ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kuiyou.htm>

雇用・労働基本調査

毎年7月に市内事業所の労働環境の実態と動向を把握し、今後の労働行政の施策を展開していくための基礎資料とするための「雇用・労働基本調査」を実施します。 ※7月中旬～下旬に事業所あてに調査票を送付済み

回答期限 8月31日(木)

問合せ 商工労働観光課 ☎72・3166

厚田区の8月の行事

問合せ……厚田支所地域振興課 ☎78・2012

- 1日(月) 転倒予防教室(8・22日も)
厚田保健センター 9時45分～11時45分
- 3日(水) いきいきリハビリ虹の会
虹が原会館 10時30分～14時30分
- 4日(木) 脳の健康教室(18・25日も)
厚田保健センター 13時30分～15時30分
- 8日(月) 断酒会
厚田保健センター 18時30分～20時30分
- 17日(水) いきいきリハビリ望の会
望来コミセン(みなくる) 10時15分～14時15分
- 23日(火) 乳幼児歯科検診
厚田保健センター 10時～11時
- 30日(火) いきいきリハビリ厚みの会
厚田保健センター 10時～14時

浜益区の8月の行事

問合せ……浜益支所地域振興課 ☎79・2111

- 2日(火) リハビリ教室(19日も)
浜益支所 10時30分～14時
- 3日(水) いきいき楽習(10・17・24・31日も)
浜益支所 13時30分～15時30分
- 4日(木) 総合がん検診
対がん協会(札幌市) 8時30分～
- 5日(金) 川下転倒予防教室
川下コミセン 10時～
- 9日(火) 柏木転倒予防教室
柏木コミセン 10時～
- 17日(水) 乳幼児歯科検診
浜益コミセン(きらり) 9時～12時
- 18日(木) 黄金クラブ転倒予防教室
実田会館 10時～
- 23日(火) 健康づくり講座(夏野菜のお料理教室30日も)
浜益コミセン(きらり) 10時～14時
- 25日(木) 悠々サロン
浜益支所 13時～16時
- 福寿会転倒予防教室
浜益コミセン(きらり) 10時～

石狩北部地区消防事務組合

平成27年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況です。

【情報公開制度】

消防長2件(うち全部開示決定件数1件、一部開示決定件数1件)

※異議申し立ては0件

【個人情報保護制度】

開示請求はありませんでした。

問合せ 石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課

☎74・51119

石狩クリーンアップ作戦

茨戸川河畔をきれいにする石狩クリーンアップ作戦にご参加ください！ ※申込不要

日時 8月3日(水) 15時～17時

※雨天時8月4日(木)

集合場所 市民図書館裏(花川北7・1)

問合せ 管理課 ☎72・6122

社会生活基本調査

【より良い未来をつくるため。】

総務省統計局(北海道)では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。この調査では、国民の生活時間の使い方やさまざまな活動状況を調べ、暮らしや社会のための基礎資料として活用します。10月上旬から中旬にかけて調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

問合せ 情報政策課

☎72・3681

競争入札参加資格審査申請 追加登録

市発注の工事請負、委託、物品購入などの契約を希望する場合に必要な資格審査の追加登録を受け付けます。

日時 8月22日(月)～26日(金) 13時～16時

場所 市役所(花川北6・1)

資格有効期間 10月1日(土)～平成29年3月31日(金)

【建設工事】

①基準日(平成28年8月1日)現在で許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること

②国土交通大臣または都道府県知事が行う経営事項審査を受けていること(総合評定値Pの申請・新基準による通知書が必要)

③基準日の直前2年度分の決算において希望する工種ごとに完成工事高があること

④「浄化槽工事を希望する場合」

①基準日現在で許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること

②浄化槽法の規定に基づく登録または届け出があること

③浄化槽法の規定に基づく浄化槽設備士を常時雇用していること

④「浄化槽保守点検業務委託を希望する場合」

①浄化槽法の規定に基づく登録を受けていること

②営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置いていること

【設計・測量などを希望する場合】

①基準日現在で引き続き2年以上その事業を営んでいること

②基準日の直前1年度の決算において事業高があること

【一般委託、物品の購入・印刷を希望する場合】

基準日現在で引き続き2年以上その事業を営んでいること

問合せ 契約課 ☎72・3155

排水設備工事責任技術者試験

日時 10月28日(金) 13時30分～15時30分 ※登録済みの方は受験不要

場所 札幌市社会福祉総合センター(札幌市中央区大通西19)

費用 5千円

申込期間 8月24日(木)～9月2日(金) 平日9時～12時、13時～15時30分

その他 試験用問題集・テキスト販売中(任意購入、(公社)日本下水道協会総務課図書係

☎03・6206・0251

http://www.jswwa.jp/publications/books

問合せ 下水道課 ☎72・3176